

平成20年2月28日

各 位

会 社 名 ジェイエフイーホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 数土 文夫
(コード番号 5411 東・大・名証第1部)
問 合 せ 先 総務部広報室長 林 周一郎
(TEL 03-3217-4030)

第三者割当による取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付） の発行に関するお知らせ

当社は、平成20年2月28日開催の取締役会において、取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（以下「本新株予約権付社債」）総額3,000億円の発行を行うことを決議致しましたので、以下のとおりお知らせ致します。

今回発行する本新株予約権付社債は、第三者割当方式にて発行し、当社の主要取引銀行3行を割当先に予定しております。

1. 本新株予約権付社債の発行の目的・背景

当社グループは、平成20年度までの第2次中期経営計画期間の3年間を、世界的視野での成長・飛躍のための基盤固めの時期と位置付け、安定的な高収益体質の強化に取り組んでまいりました。今後とも更なる利益成長と株主価値の増大を目標として、世界に飛躍するための成長戦略を推進してまいります。

特に鉄鋼事業については、今後、伸びが見込まれるアジアの高級鋼需要に確実に応えていくとの観点から、国内生産能力を10%程度増加させることにより高付加価値商品の供給能力の向上を図るとともに、海外アライアンスの一層の強化を通じて、国内外の生産分担を含めたグローバルな生産体制の整備を検討しております。

当社グループを取り巻く事業環境は、鉄鋼業界におけるグローバルな統合・再編が活発に行われるとともに、原料サプライヤーの寡占化が進むなど、ダイナミックな変化の時期にあるものと認識しております。かかる変化に迅速に対応していくために、国内生産能力基盤の増強及び海外アライアンスの強化に向けた新たな成長施策について、第2次中期経営計画期間中から、前倒しで進めてまいりの方針です。

ご注意:この文書は、当社の第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

このような認識の下、財務の健全性の維持・向上、及び株式の希薄化抑制の双方を実現しつつ、更なる利益成長と株主価値の増大に向けて、機動的な戦略投融資に必要な資金を確保するべく、今般、本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。

加えて、本日付け「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」に記載のとおり、自己株式の取得を実施し、併せて資本構成を再構築すること（re-capitalization）で、資本効率の更なる向上、ひいては株主価値の増大を図ってまいります。

今般の資金調達を決定するに際しては、様々な資金調達手段について慎重に検討を重ねた結果、上記発行目的を踏まえ、以下の理由から第三者割当方式により本新株予約権付社債を発行することが、現時点において当社にとって最善の選択肢であると判断致しました。

- ① 本新株予約権付社債は、以下の特徴^{※1}を有するハイブリッド債（負債と資本の中間に位置付けられる資金調達手段）であり、負債性調達手段の特性を有すると同時に、主要格付機関から高い資本性が認められる見通しであるなど^{※2}、資本性調達手段としての特性も兼ね備えております。

したがって、成長資金の確保において一般的に用いられている時価発行増資等の資本性調達手段に比して、株式の希薄化の抑制と、実質的な資本増強による財務健全性の維持・向上の双方を追求することが可能であるものと判断しております。

※1 資本性評価における本新株予約権付社債の特徴

- (i) 発行から約5年4ヶ月経過後の2013年7月22日において、55年満期の劣後社債を交付対価として、残存する本新株予約権付社債の全てを当社が強制的に取得する設計となっていることから、償還期限のない株式と実質的に同様の永続性が確保されていると考えられること
- (ii) 弁済順位が当社の現在及び将来の全ての一般債務に劣後する設計となっていること
- (iii) 一定の事由が生じた場合には利息の支払が制限されること

※2 主要格付機関の評価

本新株予約権付社債については、発行時において、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、株式会社格付投資情報センター及び株式会社日本格付研究所の3格付機関から、70%以上の資本性が認められる見通しです。

- ② 新株予約権を付すことにより、劣後社債等の負債性調達手段に比して、相対的に有利な金利条件で資金調達を行うことが可能となっております。

但し、株主の皆様への配慮を念頭に、時価を大幅に上回るプレミアムを付した転換価額を設

ご注意:この文書は、当社の第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

定するとともに、現金決済条項^{※3}を付することにより、株価上昇時においても株式の希薄化を極力抑制することが可能なものとしております。

※3 現金決済条項の概要

本新株予約権付社債には、社債額面相当額については現金、転換価値との差額部分（いわゆるイン・ザ・マネー相当額）については株式を本新株予約権付社債権者に対して交付することにより、当社が本新株予約権付社債を取得することができる旨の条項（現金決済条項）が付されております。具体的には、会社法に基づき、当社が自己の裁量に基づき、発行から5年経過以降において、一定期間の事前通知を行ったうえで、各本新株予約権付社債につき、(a)額面金額、及び(b)転換価値（以下に定義する。）から額面金額を差し引いた額（正の数値である場合に限る。）を1株当たり平均VWAP（以下に定義する。）で除して得られる数の当社普通株式を交付財産として、残存する本新株予約権付社債を取得する権利が付与されております（但し、本新株予約権付社債権者の株式保有比率が5%を超過しない範囲で最大の個数の本新株予約権付社債を取得の対象とします）。

転換価値：（額面金額÷転換価額）×1株当たり平均VWAP

1株当たり平均VWAP：当社が取得通知をした日の翌日から10連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値

- ③ 本邦においては必ずしも事業法人による劣後債市場が成熟しているとはいえない状況下、本新株予約権付社債の特性に鑑み、今般の調達予定額を確実に調達するとの観点から、当社グループと長年の取引関係があり、当社グループの経営状況等についてご理解頂いている主要取引銀行3行を割当先とする第三者割当方式を採用することと致しました。

2. 調達する資金の額及び用途

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

3,000億円（なお、本新株予約権付社債の発行諸費用の概算額20億円を差し引いた差引手取概算額は、2,980億円となります）。

(2) 調達する資金の具体的な用途

本新株予約権付社債の発行による資金は、1,780億円程度を国内生産基盤の更なる増強及び海外アライアンスの一層の強化に向けた設備資金・投融資に充当しますが、1,200億円程度については、本日付け「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」において公表しております自己の株式の取得資金に充当する予定です。

ご注意:この文書は、当社の第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

(3) 調達する資金の支出予定時期

本新株予約権付社債の発行は、機動的な戦略投融資の実行及び自己株式の取得に備えたものであり、その発行手取金のうち、自己株式の取得資金への充当については、平成20年3月から9月を目処として、また、戦略投融資への充当については平成20年3月期から平成22年3月期を目処として支出を予定しております。

(4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債の発行は、財務健全性の維持・向上、及び株式の希薄化抑制の双方を実現しつつ、更なる利益成長と株主価値の増大に向けて、国内生産基盤の更なる増強と海外アライアンスの一層の強化のための機動的な戦略投融資に必要な資金を調達するために実施するものです。また、調達資金の一部を自己株式の取得に充当することにより、資本構成の再構築による資本効率の更なる向上を図ることを目指しております。結果として、将来にわたる当社の継続的な事業、及び財務の安定・強化、ひいては株主価値の増大を企図するものであり、資金調達は合理的なものであると判断しております。

3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (連結)

決 算 期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
売 上 高 (百万円)	2,803,699	3,098,374	3,260,447
営 業 利 益 (百万円)	467,237	517,171	503,938
経 常 利 益 (百万円)	460,684	517,313	513,520
当 期 純 利 益 (百万円)	160,057	325,996	299,683
1株当たり当期純利益 (円)	273.97	555.02	513.58
1株当たり配当金 (円)	45	100	120
1株当たり純資産 (円)	1,652.31	2,236.32	2,548.09

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	614,438,399株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	2,378,354株	0.4%

(注1) 潜在株式として平成16年6月14日発行の2009年満期円貨建保証付転換社債型新株予約権付社債が存在しています。なお、転換価額(行使価額)は、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合等一定の場合に調整されますが、当社普通株式の時価を基準とした転換価額(行使価額)の修正はなされず、したがって、その下限値及び上限値はありません。

(注2) 発行済株式数及び現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数は平成20年1月末日現在の数値

ご注意:この文書は、当社の第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

を記載しています。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
始 値	2,995 円	4,710 円	6,980 円
高 値	4,800 円	7,930 円	8,790 円
安 値	2,590 円	4,090 円	4,020 円
終 値	4,750 円	6,970 円	4,740 円

(注) 平成20年3月期については、平成20年2月27日現在で表示しております。

② 最近6か月間の状況

	平成19年 9月	10月	11月	12月	平成20年 1月	2月
始 値	7,620 円	8,140 円	6,770 円	6,200 円	5,510 円	4,920 円
高 値	8,220 円	8,510 円	6,860 円	6,260 円	5,730 円	5,010 円
安 値	6,910 円	6,630 円	5,140 円	5,120 円	4,700 円	4,020 円
終 値	8,140 円	6,690 円	6,050 円	5,660 円	4,910 円	4,740 円

(注) 2月については、平成20年2月27日現在で表示しております。

③ 発行決議日における株価

	平成20年2月28日現在
始 値	4,670 円
高 値	4,770 円
安 値	4,610 円
終 値	4,730 円

(4) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

・第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）

発 行 期 日	平成20年3月17日
調 達 資 金 の 額	2,980 億円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	614,438,399 株 (注)
募 集 時 に お け る 潜 在 株 式 数	当初の転換価額 (8,530 円) における潜在株式数： 35,169,988 株
割 当 先	株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社三菱東京 UFJ銀行、株式会社三井住友銀行

(注1) 潜在株式として新株予約権付社債が存在しています。なお、転換価額（行使価額）は、当社が当社普通

ご注意:この文書は、当社の第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合等一定の場合に調整されますが、当社普通株式の時価を基準とした転換価額（行使価額）の修正はなされず、したがって、その下限値及び上限値はありません。

（注2）発行済株式数は平成20年1月末日現在の数値を記載しています。

（5）最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

4. 募集前の大株主及び持株比率

募集前（平成19年9月30日現在）	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7.8%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5.9%
日本生命保険相互会社	3.6%
第一生命保険相互会社	2.6%
株式会社みずほコーポレート銀行	2.2%
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー （常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室）	1.8%
東京海上日動火災保険株式会社	1.6%
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505103 （常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室）	1.5%
株式会社損害保険ジャパン	1.4%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	1.4%

（注） 今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」については、本新株予約権付社債の権利行使により割当先が取得する当社普通株式について、割当先の判断により第三者に売却することができることから、表示しておりません。

5. 業績への影響の見通し

本件に伴う業績予想の変更はありません。

6. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠

発行価額（額面の100%）は、本新株予約権付社債の価値に影響を与える様々な要因を定量的・定性的に分析し、今回採用した各種条件を含め、本新株予約権付社債に付された新株予約権に

ご注意:この文書は、当社の第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

内在する理論的な経済的価値と、新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、社債部分の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案し、全体として、適正な発行価額であると判断致しました。

なお、転換価額については、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前営業日（平成 20 年 2 月 27 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値を参考として、8,530 円（当該終値に対してアップ率 80%）と致しました。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債は、劣後社債による調達に比して相対的に有利な金利条件で資金調達を行うことを主たる目的として、新株予約権を付しております。

しかしながら、時価を大幅に上回るプレミアムを付加した転換価額を設定するとともに、取得条項を活用した現金決済条項を付与することにより、将来の株式の希薄化を極力抑制した商品性としていることから、既存株主への影響を含め合理性を有するものと考えております。

ご注意:この文書は、当社の第 1 回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

7. 割当先の選定理由

(1) 割当先の概要

①株式会社みずほコーポレート銀行

① 商 号	株式会社みずほコーポレート銀行		
② 割当新株予約権付社債	130,000 百万円 (額面 1,000 百万円)		
③ 払 込 金 額	130,000 百万円		
④ 事 業 内 容	銀行業務		
⑤ 設 立 年 月 日	平成 14 年 4 月 1 日		
⑥ 本 店 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号		
⑦ 代表者の役職・氏名	取締役頭取 齋藤 宏		
⑧ 資 本 金	1,070,965 百万円 (平成 19 年 9 月末現在)		
⑨ 発行済株式総数	10,910,225 株 (平成 19 年 9 月末現在)		
⑩ 純 資 産 (連 結)	4,269,419 百万円 (平成 19 年 9 月末現在)		
⑪ 総 資 産 (連 結)	86,080,171 百万円 (平成 19 年 9 月末現在)		
⑫ 決 算 期	3 月 31 日		
⑬ 従 業 員 数	12,028 名 (平成 19 年 9 月末現在)		
⑭ 大株主及び持株比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 100%		
⑮ 上 場 会 社 と 割 当 先 の 関 係 等	資 本 関 係	割当先が保有している当社の株式の数：13,351,201 株 当社が保有している割当先の株式の数：－	
	取 引 関 係	主要取引銀行です。	
	人 的 関 係	該当なし	
	関連当事者への 該 当 状 況	該当なし	
⑯ 最近 3 年間の業績			
決 算 期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期
経 常 収 益	1,474,156	1,910,249	2,426,429
経 常 利 益	312,747	492,288	418,389
当 期 純 利 益	535,093	426,751	336,569
1 株当たり当期純利益 (円)	76,534.67	52,205.64	38,738.64
1 株当たり配当金 (普通株式、円)	—	8,775	19,032
1 株当たり純資産 (円)	127,710.49	249,743.63	307,548.14

(単位：百万円)

②株式会社三菱東京UFJ銀行

① 商 号	株式会社三菱東京UFJ銀行		
② 割当新株予約権付社債	85,000 百万円 (額面 1,000 百万円)		
③ 払 込 金 額	85,000 百万円		

ご注意:この文書は、当社の第 1 回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

④ 事業内容	銀行業務		
⑤ 設立年月日	大正8年8月25日		
⑥ 本店所在地	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号		
⑦ 代表者の役職・氏名	頭取 畔柳 信雄		
⑧ 資本金	996,973百万円(平成19年9月末現在)		
⑨ 発行済株式総数	10,614,661,942株(平成19年9月末現在)		
⑩ 純資産(連結)	8,694,532百万円(平成19年9月末現在)		
⑪ 総資産(連結)	153,277,751百万円(平成19年9月末現在)		
⑫ 決算期	3月31日		
⑬ 従業員数	33,528人(平成19年9月末現在)		
⑭ 大株主及び持株比率	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 99.93%		
⑮ 上場会社と 割当先の関係等	資本関係	割当先が保有している当社の株式の数:1,962,737株 当社が保有している割当先の株式の数:—	
	取引関係	主要取引銀行です。	
	人的関係	該当なし	
	関連当事者への 該当状況	該当なし	
⑯ 最近3年間の業績			
決算期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
経常収益	2,113,517	2,931,816	4,879,528
経常利益	447,564	687,515	1,178,478
当期純利益	263,476	484,147	744,484
1株当たり当期純利益(円)	51.01	77.02	73.40
1株当たり配当金(普通株式、円)	36.24	137.45	46.32
1株当たり純資産(円)	626.71	608.36	678.60

(単位:百万円)

③株式会社三井住友銀行

① 商号	株式会社三井住友銀行
② 割当新株予約権付社債	85,000百万円(額面1,000百万円)
③ 払込金額	85,000百万円
④ 事業内容	銀行業務
⑤ 設立年月日	平成8年6月6日
⑥ 本店所在地	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
⑦ 代表者の役職・氏名	頭取 奥 正之
⑧ 資本金	664,986百万円(平成19年9月末現在)

ご注意:この文書は、当社の第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

⑨ 発行済株式総数	56,425,850株(平成19年9月末現在)		
⑩ 純資産(連結)	5,410,538百万円(平成19年9月末現在)		
⑪ 総資産(連結)	103,722,670百万円(平成19年9月末現在)		
⑫ 決算期	3月31日		
⑬ 従業員数	17,945名(平成19年9月末現在)		
⑭ 大株主及び持株比率	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%		
⑮ 上場会社と 割当先の関係等	資本関係	割当先が保有している当社の株式の数: 3,681,694株 当社が保有している割当先の株式の数: -	
	取引関係	主要取引銀行です。	
	人的関係	該当なし	
	関連当事者への 該当状況	該当なし	
⑯ 最近3年間の業績			
決算期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
経常収益	2,691,357	2,750,274	2,925,665
経常利益	△99,752	862,062	716,697
当期純利益	△278,995	563,584	401,795
1株当たり当期純利益(円)	△5,300.46	9,864.54	7,072.09
1株当たり配当金(普通株式、円)	683	5,714	763
1株当たり純資産(円)	23,977.62	41,444.83	67,823.69

(単位:百万円)

(2) 割当先を選定した理由

本邦においては必ずしも事業法人による劣後債市場が成熟しているとはいえない状況下、本新株予約権付社債の特性に鑑み、当社グループと長年の取引関係があり、当社グループの経営状況等についてご理解頂いている主要取引銀行3行を割当先と致しました。

(3) 割当先の保有方針

割当先は、当社の書面による事前の承諾のない限り、本新株予約権付社債の全部又は一部について第三者に譲渡又は担保権の設定その他の処分はできない旨、当社と合意しております。割当先は、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使、及び当社による現金決済条項の行使の結果として交付を受ける当社株式については、当該割当先の判断により第三者に売却することができます。

以上

ご注意:この文書は、当社の第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

(別紙)

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社

第 1 回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）社債要項

本要項は、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社が平成 20 年 2 月 28 日に開催した取締役会の決議に基づいて平成 20 年 3 月 17 日に発行するジェイ エフ イー ホールディングス株式会社第 1 回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（以下「本新株予約権付社債」、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 社債総額

金 3,000 億円

2. 各社債の金額

金 10 億円

3. 新株予約権付社債券の形式

無記名式利札付の新株予約権付社債券（以下「本社債券」という。）を発行する。但し、本社債券の全部又は一部を記名式とすることを請求することはできない。

また、本新株予約権付社債は会社法（平成 17 年法律第 86 号）（以下「会社法」という。）第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文（今後の改正による後継規定を含む。以下において言及する法令の条文につき同じ。）の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

4. 利率

年 1.853%

5. 払込金額

各本社債の額面 100 円につき金 100 円

但し、各本新株予約権は無償にて発行するものとする。

6. 償還価額

各本社債の額面 100 円につき金 100 円

但し、繰上償還の場合は、第 9 項(2)に定める価額による。

7. 担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

ご注意:この文書は、当社の第 1 回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

8. 払込期日

平成 20 年 3 月 17 日

9. 償還の方法及び期限

(1) 満期償還

本社債の元金は、平成 25 年 7 月 23 日（以下「満期償還日」という。）に、同日までの未払経過利息及び未払残高（ある時点における強制未払残高（第 10 項(2)に定義する。）及び任意未払残高（第 10 項(3)に定義する。）の総額をいう。以下同じ。）の支払いとともにその総額を償還する。

(2) 繰上償還

本項(1)の規定にかかわらず、当社は以下の場合において、満期償還日前に本社債を償還することができる。

イ 発行会社の選択による繰上償還

当社は、平成 25 年 7 月 19 日（以下「任意償還日」という。）において、15 営業日以上 45 営業日以内に本社債権者に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、その選択により、その時点で残存する本社債の元金の全部（一部は不可）を、各本社債の額面 100 円につき金 100 円の割合で、任意償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息及び未払残高の支払いとともに繰上償還することができる。

ロ 税制事由による繰上償還

払込期日以降に税制事由が生じ、かつ継続している場合、当社は、30 営業日以上 60 営業日以内に本社債権者に対し事前の通知（撤回不能とする。以下「税制事由償還通知」という。）を行うことにより、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を(i)各本社債の額面 100 円につき金 100 円の割合で計算される金額又は(ii)補填支払額のうちいずれか高い方の金額で、当社が当該償還のために設定する日（以下「税制事由償還日」という。）まで（当日を含む。）の未払経過利息及び未払残高の支払いとともに、当該税制事由償還日に償還することができる。

税制事由償還通知を行う場合、これに先立ち、当社は、財務代理人に対して、以下の書類を交付する。

- (i) 当社の取締役又は執行役による、当社が当該償還を行う権利を有する旨の証明書
- (ii) 税制事由が生じた旨の当該分野に精通した法律顧問又は税務顧問による意見書

「税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈により、当社に課される法人税の計算において本社債の利息が法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）（以下「法人税法」という。）第 22 条第 3 項に定める損金に算入されなくなる等、当社にとって著しく不利益な

ご注意:この文書は、当社の第 1 回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

税務上の取扱いがなされ、当社の合理的な努力によってもこれを回避できないことをいう。

「補填支払額」とは、以下の手続によって決定される金額をいう。

- (i) 当社と協議の上、独立金融機関（下記に定義する。）が、参照金融機関として 3 社以上の経験豊富な金融商品取引業者（社債及び金利スワップ取引において豊富な経験を有する東京に本店又は営業所が所在する金融商品取引業者をいう。）を選任する。
- (ii) 独立金融機関は、参照金融機関に対し、①満期償還日及び満期償還日に支払われる予定の償還価額、並びに②満期償還日（その日を含む。）までに到来する各利払日及び当該各利払日に支払われることが予定されている利息の金額を通知するものとする。
- (iii) 本社債現在価値（下記に定義する。）を算出するために参照金融機関が使用すべき金利差（スプレッド）は、0.65%とする。独立金融機関は、参照金融機関に対し、上記計算方法を通知するものとする。
- (iv) 独立金融機関は、本社債の償還予定日を参照金融機関に通知し、参照金融機関に対し本社債現在価値の提供を求める。
- (v) 参照金融機関は、独立金融機関から本社債現在価値の提供を求められた日の午後 3 時以降に発表されている本社債の残存期間に対応する金利スワップ固定レートと共に、上記 (ii) 乃至 (iv) より得られる情報をもって、ディスカунテッド・キャッシュフロー（DCF）方式に基づき本社債現在価値を算出する。
- (vi) 独立金融機関は、参照金融機関から本社債現在価値として提供された金額のうち、その最高額と最低額を控除した残りの値の平均値を計算する。但し、参照金融機関が 4 社未満である場合、かかる控除を行うことなく、各参照金融機関から提供された本社債現在価値の金額の平均値を計算するものとする。以上の計算により得られた本社債現在価値の平均値を「補填支払額」という。

「本社債現在価値」とは、本社債の償還日に適用される、以下の(i)及び(ii)の合計金額をいう。

- (i) 満期償還されると仮定した場合の、本社債の償還価額の現在価値
- (ii) 満期償還日まで（当日を含む。）に支払われることが予定されていた利息金額（税制事由償還日、特別事由償還日（下記ハに定義する。）又は組織再編償還日（下記ニに定義する。）に期限の到来する利息（繰上償還とともに支払われる未払経過利息及び未払残高を含む。）を除く。）の現在価値

「独立金融機関」とは、当社の裁量により選任される独立した銀行又は金融商品取引業者をいう。

ご注意:この文書は、当社の第 1 回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

ハ 特別事由による繰上償還

特別事由が生じ、かつ継続している場合、当社は、30 営業日以上 60 営業日以内に本社債権者に対し事前の通知（撤回不能とする。以下「特別事由償還通知」という。）を行うことにより、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を(i)各本社債の額面 100 円につき金 100 円の割合で計算される金額又は(ii)補填支払額のうちいずれか高い金額で、当社が当該償還のために設定する日（以下「特別事由償還日」という。）まで（当日を含む。）の未払経過利息及び未払残高の支払いとともに、当該特別事由償還日に償還することができる。

特別事由償還通知を行う場合、これに先立ち、当社は、財務代理人に対して、取締役又は執行役による、特別事由及び当社が当該償還を行う権利を有する旨が記載された証明書を交付する。

「特別事由」は、以下の事由が生じたことをいい、特別事由のうち下記(i)の事由を「資本性変更事由」という。

- (i) 格付機関（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、株式会社格付投資情報センター及び株式会社日本格付研究所又はこれらの承継機関をいう。以下同じ。）のうち 2 社以上より、各格付機関における本社債発行後の資本性評価基準の変更に従い、本社債について、各格付機関が認める本社債の発行時点において想定されている資本性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされ、又は、書面による通知が当社に対してなされた場合。
- (ii) 当社普通株式（組織再編行為（下記ニに定義する。）に伴い、承継会社等（下記ニに定義する。）に当社の本新株予約権付社債上の義務が承継される場合には、承継会社等の普通株式）が日本のいずれの金融商品取引所においても上場されなくなった場合。なお、本（ii）に基づく特別事由償還通知に先立って下記ニに基づく繰上償還の通知がなされた場合には、以後本（ii）は適用されないものとする。

ニ 当社が組織再編行為を行う場合の繰上償還

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案、資産譲渡（資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が譲渡先に移転又は承継される場合に限る。）承認の議案、又はその他の法令上の会社再編で、その手続により本社債若しくは本新株予約権に基づく当社の義務が第三者に引き受けられることとなる手続の承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）（以下「組織再編行為」という。）において、当該組織再編行為の後に当社が、(i)当該組織再編行為の際の適用法令上（当該法令に関する公的若しくは司法上の解釈をも考慮する。）承継会社等

ご注意:この文書は、当社の第 1 回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

(下記に定義する。)に当社の本新株予約権付社債上の義務を承継させるため本要項に従った措置を講じることができない場合、(ii)上記法令上当該措置を講ずることは可能であるものの当社が最善の努力をしても本要項に従い承継会社等に当社の本新株予約権付社債上の義務を承継させることができない場合、(iii)当社の最善の努力にもかかわらず、当該組織再編行為の日若しくは当該組織再編行為の効力発生日(組織再編行為によって企図されている組織再編の効力発生日をいう。以下同じ。)の25日前の日のいずれか遅い方の日において、承継会社等の普通株式について日本の金融商品取引所に上場が認められておらず、かつ、当該効力発生日以前若しくはその直後にかかる上場が認められることの確認が承継会社等により得られていない場合、又は(iv)財務代理人に対し、当該組織再編行為の効力発生日若しくはその直後において承継会社等の普通株式が日本の金融商品取引所に上場されることを当社が予定していない旨の証明書(理由を問わない。)を当該組織再編行為以前に交付した場合には、当社は、10営業日以上前に本社債権者に対し事前の通知をした上で、当該通知において指定した償還日(当該組織再編行為の効力発生日より前の日とする。以下「組織再編償還日」といい、任意償還日、税制事由償還日及び特別事由償還日と併せて「繰上償還日」という。)において、残存する本社債の全部(一部は不可)を、(i)各本社債の額面100円につき金100円の割合で計算される金額又は(ii)補填支払額のうちいずれか高い金額で、組織再編償還日まで(当日を含む。)の未払経過利息及び未払残高の支払いとともに繰上償還するものとする。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、資産の譲受会社又は他の法令上のこれらに相当する会社をいう。

- (3) 本社債の満期償還日(繰上償還される場合は繰上償還日)が東京における銀行休業日にあたるときは、支払いはその前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (4) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。但し、本新株予約権又は本社債の一方のみを消却することはできない。
- (5) 本社債の償還については、本項のほか、第14項に定める借換制限及び第18項に定める劣後条項に従う。

10. 利息支払いの方法及び制限

(1) 利息支払いの方法

イ 本社債の利息は、払込期日の翌日から満期償還日(但し、繰上償還される場合は繰上償還日)までこれをつけ、平成20年7月22日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月22日及び7月22日(但し、繰上償還される場合又は第17項(11)に従い当社が本新株予約権付社債を取得する場合には、それぞれ繰上償還日又は当該取得日)(以下「利払日」という。)に、当該利払日の直前の利払日(第1回の利払日においては払込期日)の翌日から当該利払日までの期間(以下「利息計算期間」という。)について、

ご注意:この文書は、当社の第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

各々その日までの前半か年分を支払う。但し、半か年分に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本(1)に従い決定される、各利払日に支払われるべき各本社債の利息の金額を「利息金額」という。

ロ 利払日が東京における銀行休業日にあたる時は、その支払いを当該利払日の前銀行営業日に繰り上げるものとする。

ハ 次の(i)乃至(iv)の場合における各本社債の利息の発生並びに未払経過利息及び未払残高の支払いについては、それぞれ以下に定める通りとする。

(i) 本新株予約権が行使された場合：

本新株予約権の行使の効力発生日の直前の利払日（当該行使の効力発生日が第1回の利払日前である場合には払込期日）以降、当該本新株予約権の付された各本社債の利息は発生しないものとする。なお、当該行使の効力発生日において未払残高が残存している場合には、当該行使の効力発生日後30日以内に当該行使を行った本社債権者に対してこれを支払うものとする。

(ii) 第17項(10)に従い当社が本新株予約権付社債を取得した場合：

当該取得日以降、各本社債の利息は発生しないものとする。なお、当該取得日において残存する未払経過利息及び未払残高は、第17項(10)ロ(イ)及び(ハ)に従い、本劣後債（第17項(10)イに定義する。）の所持人に対して支払われる。

(iii) 第17項(11)に従い当社が本新株予約権付社債を取得した場合：

当該取得日以降、各本社債の利息は発生しないものとする。なお、当該取得日において残存する未払経過利息及び未払残高は、当該取得時における本新株予約権付社債所持人に対して、当該取得日において、本社債に係る利息として支払うものとする。

(iv) 償還の場合（本社債の元金の支払いが不当に留保若しくは拒絶された場合又は本社債の元金の支払いに関して債務不履行が生じている場合を除く。）：

本社債の償還期日（繰上償還の場合は繰上償還日）以降、当該償還に係る各本社債の利息は発生しないものとする。なお、当該償還期日において残存する未払経過利息及び未払残高は、第9項の規定に従い償還とともに支払われる。

ニ 本社債の利息の支払いについては、本項のほか、第18項に定める劣後条項に従う。

(2) 強制停止

イ 強制停止事由による利払いの繰延べ

下記(i)乃至(iii)に定める事由（以下「強制停止事由」という。）が生じている場合、当

ご注意:この文書は、当社の第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

社は、利払日の属する月の第 2 営業日までに本社債権者に対し通知を行い、下記(i)乃至(iii)の定めに従い、当該利払日における本社債の利息の支払いの全部又は一部を繰り延べる。

強制停止事由により繰り延べられた利息の金額（以下「強制停止金額」という。）には、強制停止事由が生じていなければ当該利息が支払われるはずであった利払日（以下「強制停止利払日」という。）の翌日から、強制停止金額が弁済される日まで（当日を含む。）、第 4 項に定める利率による利息が付される（なお、当該強制停止金額に関する経過利息に対する利息は生じない。）。

(i) 財務制限

以下のいずれかの事由が直近の連結財務諸表（一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成される当社の公表された監査済連結財務諸表又は監査済中間連結財務諸表をいう。以下同じ。）の作成日現在において生じている場合（以下「財務制限事由」という。）、当該利払日における本社債の利息の支払いの全部を繰り延べる。

- ① 当社の連結財務諸表において、直近 2 事業年度連続で営業損失が計上された場合
- ② 以下の算式により計算される有利子負債比率が 300%を超えた場合

$$\text{有利子負債比率} = \frac{\text{有利子負債}}{\text{自己資本}}$$

「有利子負債」とは、当社の連結財務諸表中の連結貸借対照表（中間連結財務諸表の場合は、中間連結貸借対照表）における短期・長期借入金（一年内に返済予定の長期借入金を含む。）、社債（一年内に償還予定の社債を含む。）及び商業・ペーパーの合計額をいう。

「自己資本」とは、当社の連結財務諸表中の連結貸借対照表（中間連結財務諸表の場合は、中間連結貸借対照表）における純資産の部の合計額から少数株主持分を控除した額をいう。

(ii) 分配可能額制限

各利払日に係る分配可能基準額（下記に定義する。）が、当該利払日に支払われるべき本社債利息総額（下記に定義する。）を下回る場合（以下「分配可能額制限事由」という。）、当該利払日において支払われる金額は、各本社債につき、分配可能基準額を残存する本社債の個数で除した金額（円位未満切り捨て）とし、当該利払日に支払われるべき各本社債利息総額のうち当該金額を超える額の支払いは繰り

ご注意:この文書は、当社の第 1 回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

延べる。なお、本社債利息総額の一部のみを支払う場合、最も早い利払日に生じた任意停止金額（本項(3)イに定義する。）及びその経過利息から順に、任意停止金額及び経過利息の順でその支払いに充当され、その後残額がある場合に限り、当該利払日に生じた利息の支払いに充当される。

「分配可能基準額」は、会社法の定めに従い計算される各利払日の属する月の第1営業日現在における当社の分配可能額から、直近に終了した事業年度の末日（但し、当該事業年度の末日より後の日を臨時決算日とする臨時計算書類が会社法の定めに従い承認された場合は、当該臨時決算日）より当該各利払日の属する月の第1営業日まで（当日を含む。）の間に本社債及び同順位劣後債務（下記に定義する。）について支払われた利息金額（任意未払残高及び同順位劣後債務におけるこれに相当する金額を含む。）の総額を控除した金額とする。但し、当該利払日の属する月の第2営業日から当該利払日まで（当日を含む。）の期間中に、同順位証券（下記に定義する。）に関して配当又は利息が支払われた又は支払われる場合は、分配可能基準額は、下記の計算式により調整される金額とする（円位未満四捨五入）。

$$\text{調整後分配可能基準額} = \text{調整前分配可能基準額} \times \frac{\text{本社債利息総額}}{\text{本社債利息総額} + \text{同順位証券配当・利息総額}}$$

「同順位劣後債務」とは、当社の債務であって、劣後支払条件（第18項に定義する。）と実質的に類似する当社の清算、破産手続、更生手続又は再生手続における支払いに関する条件及び権利を有し、その利息に係る権利及び償還又は返済条件が、当社の財務状態及び業績に応じて決定されるものをいう。

「本社債利息総額」とは、当該利払日に残存するすべての本社債に関して当該利払日に支払われるはずであった利息金額（下記(3)ハにより当該利払日に支払われるはずであった任意未払残高（以下「強制支払未払残高」という。）を含む。）の総額をいう。

「同順位証券配当・利息総額」とは、当該利払日の属する月の第2営業日（当日を含む。）から当該利払日まで（当日を含む。）の期間内に配当又は利息が支払われた又は支払われるはずであった同順位証券の配当額及び利息金額（強制支払未払残高に相当する金額を含む。）の総額をいう。

「同順位証券」とは、最優先株式（下記に定義する。）及び同順位劣後債務をいう。

「最優先株式」とは、当社の発行した若しくは今後発行する株式であって、剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利に関して当社普通株式に優先するもの（複数の種類の株式がこれに該当する場合は、剰余金の配当を受ける権利に関して最上

ご注意:この文書は、当社の第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

位のもの)をいう。

(iii) 配当制限

ある利払日に関して、当該利払日に先立つ前々利払日の属する月の第2営業日(当日を含む。)から当該利払日の属する月の第1営業日(当日を含む。)までの期間(以下「配当制限計算期間」という。)において、最優先株式に関する配当をしなかった場合、又は全額に満たない金額を配当した場合(以下「配当制限事由」という。)、当該配当制限計算期間の末日の直後の利払日において支払われる各本社債の利息の金額は、利息金額に以下の算式により計算される配当制限割合を乗じた金額(分配可能額制限により制限又は禁止されない場合に限り。)とし、当該利払日に支払われるべき本社債の利息のうち当該金額を超える額の支払いは繰り延べる。

$$\text{配当制限割合} = \frac{\text{最優先株式配当金額}}{\text{最優先株式全部配当金額}}$$

「最優先株式配当金額」とは、当該配当制限計算期間中に最優先株式について支払われた配当金の額をいう。

「最優先株式全部配当金額」とは、当該配当制限計算期間中に最優先株式について支払われるはずであった配当金全額をいう。

ロ 支払原資の制限

(i) 各本社債に関してその時点で残存するすべての強制停止金額及びその経過利息(以下「強制未払残高」という。)は、当該支払いを行う日まで(当日を含む。)の6か月間に、以下の①乃至③のいずれかの方法(又はそれらの組み合わせ)により取得した純手取金(引受会社又は販売会社の報酬、手数料その他の費用を差引いたもの)(以下「代替利息弁済方式手取金」という。)により支払うものとし、代替利息弁済方式手取金以外の資金からは支払われないものとする。強制未払残高の支払を行う場合、当社は、本社債権者に対して、その支払日より15営業日前までに、用いられる①乃至③の方法又はそれらの組み合わせの記載を含む通知を行うものとする。

① 当社の連結財務諸表規則第2条第3号に定める子会社及び同条第7号に定める関連会社(以下「関連会社等」という。)以外の者に対する当社普通株式の発行又は処分(かかる方法により取得した純手取金による弁済を以下「普通株式利息弁済」という。)

② 当社の関連会社等以外の者に対するその他株式(下記に定義する。)の発行

ご注意:この文書は、当社の第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

又は処分（但し、本社債の発行日における本社債と同等以上の資本性を有するものと複数の格付機関から承認を得たものに限る。）（かかる方法により取得した純手取金による弁済を以下「その他株式利息弁済」という。）

- ③ 当社の関連会社等以外の者に対する同順位劣後債務の発行若しくは処分又は借入れ（以下「発行等」という。）又は当社の関連会社等が当社から取得する同順位劣後債務を裏付けとして証券の発行又は債務の借入れをする場合の、当該関連会社等に対する当該同順位劣後債務の発行等（但し、この場合には当該証券又は債務の元本又はこれに相当する金額と同額を限度とする。）（但し、いずれの場合も、本社債の発行日における本社債と同等以上の資本性を有するものと複数の格付機関から承認を得たものに限る。）（かかる方法により取得した純手取金による弁済を以下「同順位劣後債務利息弁済」という。）

「その他株式」とは、当社普通株式以外の当社が発行した又は今後発行する株式（最優先株式を含む。）をいう。

- (ii) 上記にかかわらず、当社は、以下の①乃至③に該当するその他株式利息弁済又は同順位劣後債務利息弁済によって、強制未払残高を支払うことはできないものとする。

① その他株式利息弁済：

当該その他株式利息弁済に関して発行又は処分されるその他株式の優先残余財産分配金額の総額が、強制未払残高の弁済のために以前に発行又は処分された他のその他株式の優先残余財産分配金額の総額と合わせて、第1項記載の社債総額の25%を超えるもの

② 同順位劣後債務利息弁済：

当該同順位劣後債務利息弁済に関して発行等される同順位劣後債務の満期における償還価額若しくは元本又はこれらに相当する金額の総額（以下「同順位劣後債務元本総額」という。）が、強制未払残高の弁済のために以前に発行等された他の同順位劣後債務に係る同順位劣後債務元本総額と合わせて、第1項記載の社債総額の15%を超えるもの

③ その他株式利息弁済及び同順位劣後債務利息弁済の組み合わせ：

当該その他株式利息弁済及び当該同順位劣後債務利息弁済に関して発行等されるその他株式の優先残余財産分配金額の総額及び同順位劣後債務に係る同順位劣後債務元本総額の合計額が、強制未払残高の弁済のために以前に発行等された他のその他株式の優先残余財産分配金額の総額及び他の同順位劣後債

ご注意:この文書は、当社の第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

務に係る同順位劣後債務元本総額と合わせて、第1項記載の社債総額の25%を超えるもの

本(ii)により、強制停止金額及びその経過利息が当該強制停止最終期日(下記ハにおいて定義する。)までに全額弁済できない場合、当社は、当該強制停止最終期日に先立つ10営業日以上15営業日以内に、本社債権者に対して、当該強制未払残高が全額弁済できない旨の通知をするものとする。

ハ 強制停止金額の支払いについての努力義務

- (i) 当社は、強制停止利払日から1年以内(又は下記(3)ロ記載の事由が生じたことにより任意停止金額及びその経過利息から切り換えられた強制停止金額及び経過利息については、当該切替えが生じた利払日から1年以内)に、代替利息弁済方式手取金から、①当該強制停止利払日における強制停止金額及びその経過利息、並びに②当該強制停止利払日の直後の利払日に、当該利払日における利息の支払いが上記イに従い繰り延べられる場合には、当該利払日に関する強制停止金額及びその経過利息を弁済するべく、営利事業として実行可能な限りの合理的な努力をするものとする(当該1年の期間の末日を「強制停止最終期日」という。)

「営利事業として実行可能」とは、当社の証券(社債を含む。)の発行及び募集に重大な障害を生じさせない場合をいう。但し、当該証券に関して支払われ得る価格、利率又は配当率を考慮しない。

- (ii) 上記(i)による当社の合理的な努力義務にもかかわらず、①下記の本社債権者に対する通知の日付前1年の間に市場混乱事由(下記に定義する。)が発生しその後継続していた場合、又は②市場混乱事由が発生したものの継続していない場合において、その残りの期間にすべての当該強制未払残高を支払うために十分な代替利息弁済方式手取金を得ることが、合理的な努力を行っても、当社にとって営利事業として実行可能ではなかった場合、当社は、強制停止最終期日に先立つ10営業日以上15営業日以内に、本社債権者に通知することにより、当該強制停止最終期日における代替利息弁済方式に基づく当該強制未払残高を弁済するための合理的な努力をする義務を負わない。

「市場混乱事由」とは、劣後株式(下記(3)ハ(イ)において定義する。)又は同順位証券が上場されているか又は取引されている金融商品取引所において、証券全般の取引が停止されているか、又はその決済全体が大幅に中断していることをいう。

- (iii) 上記ロ(ii)又は本ハ(ii)により、強制未払残高の全部又は一部が、強制停止最終期日までに弁済されない場合、本ハ(i)による当社の合理的な努力義務は、当該強制停止最終期日をその1年後の日とみなして継続する。

なお、上記の場合で、当社が、強制停止最終期日までに、その強制未払残高を支払

ご注意:この文書は、当社の第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

うために必要な代替利息弁済方式手取金の一部のみを調達することができる場合、当該代替利息弁済方式手取金は、強制停止最終期日に、最も早い強制停止利払日に発生した強制停止金額及びその経過利息から順に、強制停止金額及び経過利息の順でその支払いに充当される。

(3) 任意停止

イ 利払いの任意停止

当該利払日において、強制停止に係る条項が適用されず、かつ、当該利払日に係る配当制限計算期間中に劣後株式強制支払事由（下記ハに定義する。）が発生していない場合、当社は、その裁量により、その利払日の属する月の第2営業日までに、本社債権者に対し通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債の利息の支払いの全部又は一部を繰り延べることができる（当該繰延べを「任意停止」といい、任意停止により繰り延べられた利息の未払金額を「任意停止金額」という。）。任意停止金額には、任意停止がなければ当該利息が支払われるはずであった利払日（以下「任意停止利払日」という。）の翌日から任意停止金額が全額弁済される日まで（当日を含む。）の間、第4項に定める利率による利息が付される（なお、当該任意停止金額に関する経過利息に対する利息は生じない。）。

ロ 強制未払残高への切替え

以下のいずれかに該当する場合、任意停止金額及びその経過利息は、当該任意停止金額に係る任意停止利払日を強制停止利払日とする強制停止金額及び経過利息として取り扱われる。上記に従い強制停止金額として取り扱われていない当該時点において残存するすべての任意停止金額及びその経過利息を「任意未払残高」という。

(i) 任意停止金額が当該任意停止金額に係る任意停止利払日後 10 回目の利払日以前に弁済されない場合

(ii) 強制停止事由が、当該任意停止金額が弁済されない間に発生した場合

(iii) 下記ハに定める劣後株式強制支払事由又は同順位証券強制支払事由が生じた場合
但し、上記(iii)の場合は、下記ハ（ハ）に従い、各本社債につき支払われるべき金額を超える額についてのみ、強制停止金額及びその経過利息として取り扱われる。

ハ 強制支払い

(イ) 劣後株式への支払いによる強制支払い

上記イの規定にかかわらず、以下のいずれかの事由（以下「劣後株式強制支払事由」という。）が生じた場合は、当社は、当該強制支払事由が生じた配当制限計算期間の末日の直後の利払日（以下「強制利払日」という。）及び強制利払日の直後の利払日（当該利払日を「強制支払最終期日」という。）に、当該強制利払日に関する利息金額とともに、当該

ご注意:この文書は、当社の第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

強制利払日現在のすべての任意未払残高を支払うものとする。

- ① 当社が当社普通株式並びに剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利に関して同順位証券に劣後する当社のその他の証券（以下併せて「劣後株式」という。）に関する剰余金の配当（中間配当及び全額に満たない配当をする場合を含む。）を行う決議をした場合又は支払いを行った場合
- ② 当社が劣後株式の買入れ又は償還をする場合（但し、以下の事由のいずれかによる場合を除く。）
 - (a) 会社法第 192 条第 1 項に基づく単元未満株主からの買取請求
 - (b) 会社法第 469 条第 1 項、第 785 条第 1 項、第 797 条第 1 項、第 806 条第 1 項に基づく反対株主からの買取請求
 - (c) 会社法第 116 条第 1 項に基づく反対株主からの買取請求

(ロ) 同順位証券への支払いによる強制支払い

上記イの規定にかかわらず、任意停止利払日の後から当該任意停止利払日の直後の利払日（同日を含まない。）までの期間において同順位証券に関する配当又は利息が支払われたとき（以下「同順位証券強制支払事由」という。）は、当該任意停止利払日に係る任意停止金額及びその経過利息は、当該任意停止利払日の直後の利払日に支払うものとする。

(ハ) 分配可能基準額を超える場合の取扱い

上記（イ）の規定にかかわらず、本社債の任意未払残高が強制利払日に係る分配可能基準額を超える場合、当社は、当該強制利払日に、各本社債につき、分配可能基準額を残存する本社債の個数で除した金額を支払う。

また、上記（ロ）の規定にかかわらず、当該任意停止利払日における任意停止金額及びその経過利息が当該任意停止利払日の直後の利払日に係る分配可能基準額を超える場合、当社は、当該利払日に、各本社債につき、分配可能基準額を残存する本社債の個数で除した金額を支払う。

なお、任意未払残高の一部のみを支払う場合、最も早い任意停止利払日に発生した任意停止金額及びその経過利息から順に、任意停止金額及び経過利息の順でその支払いに充当される。

(4) 停止通知

当社が本項(2)又は(3)に基づき強制停止又は任意停止のために本社債権者に交付する通知には、適用される強制停止事由又は任意停止を行う旨を記載する。複数の強制停止事由が発生し継続している場合、当社は、最も制約の強い利払条件に係る強制停止事由を記載するものとし、それに従い、当該最も制約の強い利払条件に従って利息の全部又は一部の支払いを繰り延べるものとする。

ご注意:この文書は、当社の第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

る。

11. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第 702 条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

12. 財務代理人

株式会社みずほコーポレート銀行

13. 財務上の特約

本社債には財務上の特約は付されていない。

14. 借換制限

当社は、当社が本社債の償還、買入れ又は取得日以前 6 か月間に、償還又は買入れ若しくは第 17 項(11)による現金及び普通株式を対価とする取得条項により取得される本社債の額面金額の総額並びにその未払経過利息及び任意未払残高以上の額面金額又は払込金額総額で借換証券(下記に定義する。)を発行等することにより資金を調達していない限り、本社債につき、償還、買入れ又は第 17 項(11)による現金及び普通株式を対価とする取得条項による取得をしないことを意図している。

「借換証券」とは、以下の(i)乃至(iv)の証券又は債務で、借換証券である旨を当社が公表しているものをいう。なお、以下の(i)乃至(iii)の場合については、当社の関連会社等以外の者に対して発行等されるものに限り、また、以下の(ii)乃至(iv)の場合については、本社債の発行日における本社債と同等以上の当社における資本性を有するものと複数の格付機関から承認を得たものに限る。

(i) 当社普通株式

(ii) その他株式

(iii) 同順位劣後債務

(iv) 上記(i)乃至(iii)以外の当社のその他一切の証券及び債務

15. 社債権者に対する通知の方法

本社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に書面により通知する方法によることができる。

16. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 3 週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を公告又は通知する。

(2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

ご注意:この文書は、当社の第 1 回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

- (3) 本社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上にあたる本社債を有する本社債権者は、本社債券を当社に提示した上で、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

17. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

イ 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

ロ 本新株予約権の行使により当社が交付すべき株式数は、本新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記ハ記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使の結果単元未満株式が発生する場合、本新株予約権付社債の新株予約権者により会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

ハ 転換価額

(イ) 当初転換価額

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、当初金 8,530 円とする。

(ロ) 転換価額の調整

- (A) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記(B)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

- (B) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 下記(D)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合

ご注意:この文書は、当社の第 1 回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 当社普通株式の株式分割又は無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、株式分割については株式の分割のための基準日の翌日以降、無償割当てについては株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日（かかる基準日を定めない場合は、当該無償割当ての効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- (iii) 下記(D)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(D)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当てによる場合を含むが、ストック・オプションその他のインセンティブ・プランを目的として発行又は付与されるものを除く。）

調整後の転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記(D)(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (v) 上記(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。但し、株券の交付については本項(12)ハの規定を準用する。

ご注意:この文書は、当社の第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (C) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額調整式を適用する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (D) (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日（但し、上記(B)(v)の場合は当該基準日の翌日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (iii) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記(B)(ii)の場合には、転換価額調整式で使用する新規発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数に含まないものとする。
- (E) 上記(B)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者の承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- (i) 株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少に際して行う剰余金の配当、会社分割、株式交換若しくは合併又は当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調

ご注意:この文書は、当社の第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本(ロ)により転換価額の調整を行うときには、当社は、その旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに公告又は通知する。但し、上記(B)(v)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記公告又は通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(2) 新株予約権の総数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計300個の本新株予約権を発行する。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金銭の額

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(4) 新株予約権の割当日

平成20年3月17日

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

本新株予約権1個の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権を行使することができる期間

平成20年3月17日から平成25年7月22日における第28項記載の行使請求受付場所の営業終了時までとする。

但し、当社が第9項(2)各号のいずれかにより本社債を繰上償還する場合には、償還日の前営業日における第28項記載の行使請求受付場所の営業終了後は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

また、(i)いかなる場合も平成25年7月22日より後は本新株予約権を行使することはできないものとし、(ii)当社が本項(10)により本新株予約権付社債を取得する場合には、取得日の前営業

ご注意:この文書は、当社の第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

日における第 28 項記載の行使請求受付場所の営業終了後から取得日までの間は本新株予約権を行使することはできないものとし、(iii)当社が本項(11)記載の取得通知を行った場合は、当該取得通知日(本項(11)に定義する。)の翌日から取得日までの間は本新株予約権を行使することはできないものとし、また、(iv)当社が組織再編行為を実行するために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、本新株予約権は、当社が定める期間(かかる期間は、30日を超えることはできず、当該組織再編行為の効力発生日の14日後の日以前に終了するものとする。)は行使することができないものとする。当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、上記(iv)記載の本新株予約権の行使の停止を決定した旨及び停止期間を、当該停止期間が開始する30日以上前に通知するものとする。

(9) その他の新株予約権行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(10) 劣後債を対価とする新株予約権の取得条項

イ 当社は、平成25年7月22日(以下「取得日」という。)に、その時点において残存する本新株予約権付社債の全部を、下記ロ記載の社債(以下「本劣後債」という。)と引換えに取得するものとする。取得に際しては、本社債の未払経過利息及び未払残高は支払わないものとし、これに代えて下記ロ(イ)及び(ハ)により処理されるものとする。当社は本(10)により本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債の全部を消却するものとする。

ロ 新株予約権の取得と引換えに交付する社債の種類

(イ) 本劣後債の利率並びに利息支払いの方法及び期限

本劣後債の利率は、利率決定日(下記に定義する。)における6か月円ライボー(下記に定義する。)に1.65%を加えた値(以下「適用利率」という。)とする。本劣後債の利息は、平成26年1月22日以降、毎年1月22日及び7月22日(但し、本劣後債が繰上償還される場合は繰上償還日)(以下「劣後債利払日」という。)に、当該劣後債利払日の直前の劣後債利払日(第1回の劣後債利払日においては取得日)の翌日から当該劣後債利払日までの期間(以下「劣後債利息計算期間」という。)について、各々その日までの前半か年分を支払う。但し、半か年分に満たない劣後債利息計算期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。

なお、取得日において残存する本社債の未払経過利息は、第1回の劣後債利払日において、本劣後債の利息とともに支払われるものとする。

本(イ)に従い決定される、各劣後債利払日に支払われるべき各本劣後債の利息の金額を「劣後債利息金額」という。

劣後債利払日が東京における銀行休業日にあたるときは、その支払いを当該利払日の前銀

ご注意:この文書は、当社の第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

行営業日に繰り上げるものとする。

「6 か月円ライボー」とは、各劣後債利息計算期間の開始直前の劣後債利払日の 2 ロンドン銀行営業日前の日（初回の劣後債利息計算期間の場合は取得日）（以下「利率決定日」という。）のロンドン時間午前 11 時現在のロイター3750 頁（円預金の英国銀行協会ライボーレートを表示するロイターの 3750 頁をいい、以下「ロイター3750 頁」という。）に表示されるロンドン銀行間取引市場における円の 6 か月預金のオファード・レート（小数点以下第 5 位を四捨五入する。）をいう。利率決定日に、何らかの理由により 6 か月円ライボーがロイター3750 頁に表示されない場合、又はロイター3750 頁が利用不可能な場合、当社は利率決定日にすべての利率照会銀行（当該利率決定日の前ロンドン銀行営業日のロンドン時間午前 11 時現在のロイター3750 頁に表示されたロンドン銀行間取引市場における円の 6 か月預金のオファード・レートを算出するために、そのレートを提供し、それが利用された銀行をいう。以下同じ。）の東京の主たる店舗に対し、利率決定日のロンドン時間午前 11 時現在の 6 か月円ライボーに相当する利率の提示を求め、その算術平均値（上位及び下位 2 つを除き、算術平均値を算出した上、小数点以下第 5 位を四捨五入する。）を 6 か月円ライボーとする。

上記により当社に 6 か月円ライボーに相当する利率を提示した利率照会銀行が 2 行以上ではあるがすべてではない場合、6 か月円ライボーは、当該利率照会銀行の 6 か月円ライボーに相当する利率の算術平均値とする（算術平均値を算出した上、小数点以下第 5 位を四捨五入する。）。また、当社に 6 か月円ライボーを提示した利率照会銀行が 2 行に満たない場合、6 か月円ライボーは、当該利率決定日の前ロンドン銀行営業日のロンドン時間午前 11 時現在のロイター3750 頁に表示されたロンドン銀行間取引市場における円の 6 か月預金のオファード・レートとする。

(ロ) 本劣後債の償還の方法及び期限

(A) 償還期限

平成 80 年 7 月 22 日

(B) 任意繰上償還

平成 26 年 1 月 22 日以降の各劣後債利払日において、当社は、本劣後債の所持人に対して、償還日から 15 日以上 45 日以内の事前の繰上償還の通知（撤回不能とする。）を行った上で、その選択により、その時点で残存する本劣後債の全部（一部は不可）を本劣後債の社債の金額 100 円につき金 100 円の割合で、未払経過利息及び劣後債未払残高（本社債に係る未払残高に準じる。）の支払いとともに繰上償還することができる。

(C) 税制事由による償還

取得日以降に劣後債税制事由が生じ、かつ継続している場合、当社は、30 営業日以

ご注意:この文書は、当社の第 1 回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

上 60 営業日以内の事前の通知（撤回不能とする。以下「劣後債税制事由償還通知」という。）を行うことにより、その時点で残存する本劣後債の全部（一部は不可）を本劣後債の金額 100 円につき金 100 円の割合で、当社が当該償還のために設定する日（以下「劣後債税制事由償還日」という。）まで（当日を含む。）の未払経過利息及び劣後債未払残高の支払いとともに、当該劣後債税制事由償還日に償還することができる。

劣後債税制事由償還通知を行う場合の手続きについては、本社債における取扱に準じる。

「劣後債税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈により、当社に課される法人税の計算において本劣後債の利息が法人税法第 22 条第 3 項に定める損金に算入されなくなる等、当社にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ、当社の合理的な努力によってもこれを回避できないことをいう。

(D) 資本性変更事由による繰上償還

劣後債資本性変更事由（下記に定義する。）が生じ、かつ継続している場合、当社は、30 営業日以上 60 営業日以内の事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、その時点で残存する本劣後債の全部（一部は不可）を本劣後債の社債の金額 100 円につき金 100 円の割合で、当社が当該償還のために設定する日（以下「劣後債資本性変更事由償還日」という。）まで（当日を含む。）の未払経過利息及び劣後債未払残高の支払いとともに、当該劣後債資本性変更事由償還日に償還することができる。

「劣後債資本性変更事由」とは、格付機関のうち 2 社以上より、各格付機関における本新株予約権付社債発行後の資本性評価基準の変更に従い、本劣後債について、各格付機関が認める本新株予約権付社債の発行時点において想定されている資本性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされ、又は、書面による通知が当社に対してなされた場合をいう。

(E) 本劣後債の買入消却は、本劣後債の払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。

(F) 本劣後債の償還については、本（ロ）のほか、下記（リ）に定める借換制限及び下記（へ）に定める劣後条項に従う。

(ハ) 利息に関する制限

本社債に係る利息に関する制限（第 10 項(2)乃至(4)）に準ずる。なお、取得日現在の本社債に関する未払残高の支払いを含む取扱いについては、本劣後債につき、取得日現在の本社債に関する未払い強制停止金額の総額が本劣後債の当初の強制停止金額、当該本社債に関する未払いの強制停止金額の経過利息の総額が本劣後債の当初の強制停止金額の経過利息の残高として、また、取得日現在の本社債に関する未払いの任意停止金額の総額が

ご注意:この文書は、当社の第 1 回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

本劣後債の当初の任意停止金額、当該各任意停止金額の経過利息の総額が本劣後債の当初の任意停止金額の経過利息の残高としてそれぞれ付すこととして、本劣後債所持人に対して支払われるものとする。上記本劣後債の当初の強制停止金額及び任意停止金額に付される利息は、上記(イ)の規定にかかわらず、第4項に定める利率によるものとし、当該強制停止金額及び任意停止金額並びにそれぞれの経過利息の支払制限及び義務（努力義務を含む。）の内容並びに関連する事由の発生時期については、本社債が存続していれば当社が負っていたであろう支払制限及び義務の内容並びに発生時期と同等となるよう適宜調整される。

(ニ) 社債管理者の不設置

本劣後債は会社法第702条但書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

(ホ) 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほコーポレート銀行（予定）

(ヘ) 劣後条項

本劣後債には、本社債の劣後条項（第18項）に準じた劣後条項が付される。

(ト) 期限の利益の喪失に関する特約

本劣後債の社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本劣後債に関する元本及び利息の支払いについては、本劣後債の要項の規定に基づき期限が到来する場合を除き、期限が繰り上げられ又は期限が到来するものではない。

(チ) 財務上の特約

本劣後債には、財務上の特約は付されない。

(リ) 借換制限

当社は、当社が本劣後債の償還又は買入れ日以前6か月間に、償還又は買入れる本劣後債の金額の総額並びにその未払経過利息及び劣後債任意未払残高（本社債に係る任意未払残高に準じる。）以上の額面金額又は払込金額総額で劣後債借換証券（下記に定義する。）を発行等することにより資金を調達していない限り、本劣後債につき、繰上償還又は買入れをしないことを意図している。

「劣後債借換証券」とは、以下の(i)乃至(iv)の証券又は債務で、劣後債借換証券である旨を当社が公表しているものをいう。なお、以下の(i)乃至(iii)の場合については、当社の関連会社等以外の者に対して発行等されるものに限り、また、以下の(ii)乃至(iv)の場合については、本社債の発行日における本社債と同等以上の当社における資本性を有するものと複数の格付機関から承認を得たものに限る。

(i) 当社普通株式

ご注意:この文書は、当社の第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

- (ii) その他株式
 - (iii) 同順位劣後債務
 - (iv) 上記(i)乃至(iii)以外の当社のその他一切の証券及び債務
- (ヌ) 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本劣後債は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、本劣後債が同法の規定の適用を受けることができない場合及び同法に従い本劣後債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本劣後債については、社債券を発行しない。

- (ル) 上位債権者に対する不利益変更の禁止及び相殺禁止

本劣後債については、本社債における上位債権者に対する不利益変更の禁止及び相殺禁止に係る条項（第 21 項及び第 22 項）に準じた特約が付される。

- (ヲ) 準拠法

日本法

- ハ 新株予約権の取得と引換えに交付する社債の種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

各社債の金額及びその合計額は、それぞれ取得する本新株予約権付社債の各本社債の額面金額及びその総額と同額とする。

- (11) 現金及び普通株式を対価とする新株予約権の取得条項

当社は、当社の株式が関連取引所（東京証券取引所又は、当社若しくは承継会社等の普通株式が東京証券取引所に上場されていない場合には、当該普通株式が上場（店頭登録又は金融商品取引所における取引を含む。以下同じ。）されている日本国内の主要な金融商品取引所若しくは店頭売買有価証券市場をいう。）に上場されていることを条件として、平成 25 年 3 月 18 日以降平成 25 年 7 月 19 日までの間のいずれかの日（以下「現金決済条項取得日」という。）の 15 取引日以上 45 取引日以内の日（以下「取得通知」といい、取得通知を行った日を「取得通知日」という。）を行うことにより、現金決済条項取得日現在において残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を、交付財産（下記に定義する。）と引換えに取得することができる。本(11)により取得する本新株予約権付社債は、各本社債権者が取得通知を受領した日において保有する当社株式（当該日において、現金決済条項取得日までに取得又は譲渡する旨合意した当社株式がある場合には、かかる当社株式の取得又は譲渡が当該日においてなされたものとみなすものとする。）に係る議決権の数及び各本社債権者に交付される交付財産に含まれる当社普通株式に係る議決権の数の合計が、取得通知日現在における当社の議決権総数に対する比率が 5% を超えることとならない範囲で各本社債権者から取得することのできる最大の数の本新株予約権付社債として、当社が定めるものとする。取得通知を受領した本社

ご注意:この文書は、当社の第 1 回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

債権者は上記の保有株式につき、当該株式の種類及び数を遅滞なく（但し現金決済条項取得日の15日前までに）書面により当社に通知するものとし、本(11)に基づく取得の対象となる本新株予約権付社債の決定については、本社債権者が保有し又は取得若しくは譲渡の合意をしている株式の数及びその有無にかかわらず、当該通知に記載された株式数を基準として決定するものとする。当社は、現金決済条項取得日の14日前までに、本(11)に従い、本新株予約権付社債の全部を取得するか又はその一部を取得する場合には取得の対象となる本新株予約権付社債を本社債権者に対して通知するものとする。また、当社は、本(11)により本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権の全部を消却するものとする。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i)本社債の額面金額、並びに(ii)転換価値（下記に定義する。）から本社債の額面金額を差し引いた額（正の数値である場合に限る。）を1株当たり平均VWAP（下記に定義する。）で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、計算の結果単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。）をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から10連続取引日（以下「関係VWAP期間」という。）に含まれる各取引日において関連取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。

本(11)において「取引日」とは、関連取引所が開設されている日をいい、当社普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。当該10連続取引日中に本項(1)ハ(ロ)記載の転換価値の調整事由が発生した場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の額面金額}}{\text{最終日転換価額}} \times 1 \text{株当たり平均VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価額」とは、関係VWAP期間の最終日の転換価値をいう。

(12) 本新株予約権の行使請求の方法

- イ 行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印のうえ、行使請求しようとする本新株予約権付社債に係る本社債券を添えて本項(8)の行使請求期間中に第28項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- ロ 行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が第28項記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

ご注意:この文書は、当社の第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

ハ 当社は行使請求の効力発生後すみやかに株券を交付する。

18. 劣後条項

当社は、劣後事由（下記に定義する。）の発生後速やかに、本社債権者に対して、劣後事由が発生した事実を通知する。劣後事由の発生後の当社の清算、破産手続、更生手続又は再生手続において、各本社債権者は、各本社債につき、次の(i)及び(ii)を合計した金額の、本社債に基づく劣後請求権（下記に定義する。）を有するものとし、当社はかかる金額を超えて各本社債権者に対する支払義務を負わないものとする。

- (i) 劣後事由発生日において当該本社債権者が保有する未償還の本社債の額面金額
- (ii) 同日における当該本社債に関する未払残高及び同日までの（当日を含む。）本社債に関する未払経過利息（同日までに既に支払われた強制未払残高と合わせて本社債の発行総額の25%相当額を限度とする。）

劣後請求権は、劣後支払条件（下記に定義する。）が発生した場合のみ支払い（配当を含む。）の対象となるものとする。

「劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいう。

- (i) 当社に対して、清算手続（会社法に基づく通常清算手続又は特別清算手続を含む。）が開始された場合
- (ii) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、破産法（平成16年法律第75号）（以下「破産法」という。）の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合
- (iii) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、会社更生法（平成14年法律第154号）（以下「会社更生法」という。）の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合
- (iv) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、民事再生法（平成11年法律第225号）（以下「民事再生法」という。）の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合

「劣後請求権」とは、当社の清算、破産、会社更生又は民事再生において各本社債権者が有する清算に係る債権、破産債権、更生債権又は再生債権であって、本社債に基づくものをいう。

「劣後支払条件」とは、以下に該当する場合をいう。

- (i) 当社の清算手続において、残余財産の株主への分配を開始する前に支払いを受け又は弁済される権利を有する当社の債権者が保有する債権に係るすべての本債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合
- (ii) 当社の破産手続において、最後配当のために破産管財人により作成される配当表に記載されたすべての本債務が、破産法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含む。）を受けた場合。
- (iii) 当社の更生手続において、会社更生法に基づき最終的かつ確定的となった更生計画に記

ご注意:この文書は、当社の第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

載されたすべての本債務（当該計画内で修正又は減額された場合はこれに従う。）が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

- (iv) 当社の再生手続において、民事再生法に基づき最終的かつ確定的となった再生計画に記載されたすべての本債務（当該計画内で修正又は減額された場合はこれに従う。）が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

「本債務」とは、同順位証券（本社債に関する当社の債務を含む。）に関する当社の債務を除く、劣後債務を含むあらゆる債務をいう。

19. 特約

(1) 期限の利益の喪失に関する特約

本社債権者は、会社法第 739 条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債に関する元本及び利息の支払いについては、本要項の規定に基づき期限が到来する場合を除き、期限が繰り上げられ又は期限が到来するものではない。

(2) 当社が組織再編行為を行う場合の特約

イ 当社による組織再編行為について提案がなされた場合、当社は、本要項に従い、かかる提案について株主への通知と同時に（かかる株主への通知が必要でない場合には、組織再編行為についての提案についての公表後速やかに）本社債権者に対し通知する。その後可及的速やかに、本新株予約権付社債に関する提案について同様に通知を行うものとする。かかる通知には予定される当該組織再編行為の効力発生日を明記するものとする。また、当社に組織再編行為が生じた場合、本新株予約権付社債所持人に対して、同様に、その旨及び予定される当該組織再編行為の効力発生日について通知する。

当社が組織再編行為を行う場合、(i) その時点において（法律の公的又は司法上の解釈又は適用について考慮した結果）法律上実行可能であり、(ii) その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ (iii) その全体の実行のために当社が不合理であると判断する費用や支出（課税を含む。）を当社又は承継会社等に生じさせることがない限りにおいて、当社は、承継会社等をして、本要項に従って、本新株予約権付社債の債務を承継させるための措置をとり、承継会社等の新株予約権の交付を実現させるよう最善の努力を尽くすものとする。また、当社は、承継会社等の本新株予約権付社債の承継及び承継会社等の新株予約権の交付に関し、承継会社等の普通株式が当該組織再編行為の効力発生日又はその直後において日本国内における金融商品取引所において上場されるよう最善の努力を尽くすものとする。

ロ 上記イに定める承継会社等の新株予約権は、以下の条件に基づきそれぞれ交付されるものとする。

ご注意: この文書は、当社の第 1 回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

(i) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(ii) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(iii) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第 17 項(1)ハ(ロ)と同様な調整に服する。

- ① 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の公正な市場価値（独立のフィナンシャル・アドバイザーに諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。）を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- ② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益（独立のフィナンシャル・アドバイザーに諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。）を受領できるように、転換価額を定める。

(iv) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権 1 個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。

(v) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、第 17 項(8)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(vi) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

ご注意:この文書は、当社の第 1 回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

第 17 項(9)に準じて決定する。

(vii) 承継会社等の新株予約権の取得条項

第 17 項(10)及び(11)に準じて決定する。

(viii) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(ix) 組織再編行為が生じた場合

本項(2)に準じて決定する。

(x) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない（承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1 株未満の端数はこれを切り捨てる。）。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

20. 本新株予約権の行使により交付する株式に端数が生じた場合の処理

第 17 項(1)ロ記載のとおり、本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数につき、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1 株未満の端数はこれを切り捨てる。なお、かかる現金精算において生じた 1 円未満の端数はこれを切り捨てる。

21. 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力

ご注意:この文書は、当社の第 1 回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、本社債に基づく債権及び同順位劣後債務又はこれに劣後する債務に関する債権を除く債権を有するすべての者をいう。

22. 相殺禁止

当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合（但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により民事再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときを除く。）、又は日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続又はこれに準ずる手続が外国において行われている場合には、第 18 項に規定される劣後支払条件が成就されない限りは、本社債権者は、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならない。

23. 新株予約権付社債券の喪失等

- (1) 本社債券を喪失した者が、その種類、記番号及び喪失の事由等を当社に届け出て、かつ、公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求したときは、当社は、これに代り新株予約権付社債券を交付する。
- (2) 本社債の利札を喪失したときは、代り利札はこれを交付しない。但し、前号に準じて公示催告をし、その無効が確定したときは、支払期日の到来したものに対してはその利息を支払う。
- (3) 本社債券を毀損又は汚染したときは、その本社債券を提出して代り新株予約権付社債券の交付を請求することができる。但し、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。

24. 代り新株予約権付社債券の交付の費用

代り新株予約権付社債券を交付する場合は、当社は、これに要した実費（印紙税を含む。）を徴収する。

25. 欠缺利札の取扱

- (1) 償還又は行使請求のために提出される本社債券で、支払期日未到来の利札（支払期日に行使請求が行われる場合は、その日に支払期日の到来する利札を含む。）に欠缺したものがあるときは、次の通りこれを取り扱う。

イ 償還の場合は、償還金額からその利札面金額に相当する金額を控除してその残額を支払う。

ロ 行使請求の場合は、本社債権者がその利札面金額に相当する金額を第 28 項に定める行使請求受付場所に現金をもって払い込む。

- (2) 前号の利札の所持人は、第 27 項に定める元利金支払事務取扱場所にこれを提出して、その利札と引換えに利札面金額に相当する金額の支払いを請求することができる。

26. 法令の改正等に伴う読替えその他の措置

ご注意:この文書は、当社の第 1 回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

会社法その他法令の改正、当社が株券発行会社ではなくなった場合、当社が本社債につき社債等振替法の適用を受けることとする旨を決定した場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は所要の措置を講じるものとする。

27. 元利金支払事務取扱場所（元利金支払場所）

株式会社みずほコーポレート銀行 本店

28. 行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 本店

29. 準拠法

日本法

以 上

ご注意:この文書は、当社の第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。